



令和5年11月29日

## 防犯カメラの設置について

◆三十九番（福田たえ美 議員） まず初めに、防犯カメラの設置について伺います。

今年二月、隣接自治体、狛江市での強盗殺人事件、闇バイトや子どもの犯罪被害の増大、SNSなどによる体感治安の悪化が問題視されています。町の防犯という観点から、今年の予算特別委員会に引き続き、防犯カメラについて質問をしていきます。

区の補助金を活用し、防犯カメラを設置している町会・自治会は百九十二団体のうち六十五団体で、三割にとどまっています。その背景に、自治会・町会の加入率の低下が考えられます。加入率が平成二十五年の五六・一五%から、令和四年は五〇・九五%と、年々減少傾向です。防犯カメラを設置したくても、その後の維持ができないなどの理由から前向きに検討できないのが実情であります。また、新たな手法である防犯カメラ埋蔵自動販売機の設置に期待をしたものの、町会加入者の敷地に限られたことで、町会加入率が減少する中で、可能性が狭まったことを痛感いたします。

ここで伺います。町会・自治会で防犯カメラの設置を検討するが、設置に至らない課題とその支援策についての区の見解を伺います。

警視庁犯罪情報マップには、事件になる前の前兆事案情報が掲載されています。前兆事案とは、声をかける、手を引く、肩に手をかける、後をつけるなどの行為で、略取、誘拐、性的犯罪などの重大犯罪の前兆として定義されています。マップから発生場所を確認いたしますと、一位が路上で最も多く、次いで第二位が公園です。

警視庁犯罪情報マップに示された前兆事案の犯罪への抑止力として、これらの情報と防犯カメラの設置状況と併せて、防犯カメラ空白地域の通学路、公園などへの設置が必要と考えます。東京都の子どもの安全確保に向けた防犯設備補助事業も活用しながら、防犯カメラの設置を考えていくべきと考えますが、区の見解を伺います。

世田谷区防犯カメラの設置及び運用に関する条例において、区の判断で設置する場所として、公共の場所、道路、公園、広場その他規則で定める多数の者が往来し、または出入りする場所となっています。防犯カメラの設置については、プライバシー保護の観点から慎重に行うべきである一方で、犯罪抑止や犯人検挙等の側面での効果が得られることから、今後、防犯カメラの設置拡充は避けて通れないと考えます。

防犯カメラの設置を望む住民の声に対応が困難な町会・自治会が存在する中、今後の防犯

対策として、区の判断で防犯カメラの設置が行える場所に関してどう推進していくのか、区の見解を伺います。

### 障害児通所支援の利用者負担軽減について

次に、障害児通所支援の利用者負担軽減について伺います。

児童福祉法改正に基づき、障害児や家族にとって身近な地域で必要な治療、訓練である発達支援を受けられるよう、区は施設の整備計画を示しています。施設整備において、未就学児が対象の児童発達支援に比較し、就学後に利用する放課後等デイサービスは、施設整備に対する不足が解消されない状況が見受けられます。

女性の就労者数が、ここ十年で国全体として約三百四十万人増加、就労が継続できる環境の整備と、障害特性に応じた児童発達支援や療育的教育ができる放課後等デイサービスの施設を整備することが、障害児の成長には欠かせない役割を果たすと考えます。

ここで伺います。障害児の通所支援における施設整備も進めていますが、地理的課題も含めて課題が山積をしています。ニーズへの対応について、区の見解を伺います。

障害者基本法において、障害者の自立及び社会参加の支援などのための基本的施策を規定し、障害児の権利を保障するために、医療、教育、療育など多岐にわたる支援が必要となり、そこには経済的負担が大きいのしかかっています。

例えば、頻繁な替えが必要なケア用品や生活用品、身体状態に合わせた補装具の購入、障害状態に応じた住宅改修など、障害のない児童に比べて経済的な出費の負担が大変大きくなります。令和元年から、新しい経済対策パッケージにより、就学前の発達支援の無償化が進む一方で、就学後の障害児を対象とする障害児通所支援の利用額負担の上限月額には、市町村民税所得割二十八万円未満の世帯に対しては四千六百元、二十八万円以上の世帯は三万七千二百円と八倍以上の高額な費用負担となります。そのため、障害児通所支援の利用回数を制限せざるを得ず、障害児の自立訓練の機会に制約が生じており、障害児の権利が侵害されています。扶養義務者等の所得は、障害特性など障害児個人の事情とは全く関係のない事柄と考えます。

障害児の自立に必要な支援を受ける権利を保障するために、負担軽減を講じる自治体があります。神戸市は、市町村民税所得割二十八万円以上をさらに細分化し、市町村民税所得割四十六万円未満と、それ以上の枠を設けて、一万三千六百元と一万六千六百二十円、二十三区では中央区や荒川区でも月額上限の負担軽減を行っています。

ここで伺います。障害児通所支援において、一定の所得以上の世帯の出費の負担に対する区の認識並びに利用者負担上限月額三万七千二百円の世帯への負担軽減について、他自治体を参考に区においても実施すべきと考えますが、区の見解を伺います。

## 介護人材確保に向けた取組について

最後に、介護人材確保に向けた取組について伺います。

厚生労働省は昨年七月に、二〇四〇年度に介護職員が約二百八十万必要となり、現状と比較して約六十九万人が不足するとの推計を発表しました。本区において、第九期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における今後の高齢化率の推計では、二〇四〇年には二六％へと上昇すると予測をしています。区の要介護度の重症化が課題であることは、決算特別委員会でも指摘をいたしました。今後の介護需要への対応が一層深刻化します。

区内の特別養護老人ホームの稼働率は、令和五年十月現在で、総定員数二千百九十八人に対して九三・四％です。稼働率を例えば一％上げることで、約二十名以上の方が入所できます。現在待機をしている千三百十七人の方に一日でも早く、一人でも多くの方を入所可能にするためにも、介護人材は欠かせません。

介護に対する社会的な認識の中に、家族が行うことの代行との考えが残っていますが、現場の介護職は、介護のプロとして日常生活を支える介護技術、感染症への対応、看取りケアなど専門的な知識や技術の習得が求められています。

ここで伺います。介護職の社会的評価を上げることの必要性についてのお考えと今後の施策について、区の見解を伺います。

公益財団法人介護労働安定センターが実施した令和二年度介護労働実態調査によれば、調査対象の事業所の八六・六％が採用の困難さを、人材不足の要因として挙げています。区において、介護人材採用活動経費助成事業を行っております。補助事業の成果を注視しながら、人材確保策として有効に活用していくことが大切です。介護の仕事の魅力発信などによる人材採用への普及啓発に向けた取組について、区の見解を伺います。

人材採用後の介護職の中長期の定着率向上による介護人材の確保には、処遇改善が求められています。政府は来年二月から、介護職員などの賃金について月額六千円を引き上げる措置を行うとのことです。介護人材の確保策として、区独自事業として家賃補助を行っています。この事業の継続はもちろんのことですが、対象者が限られていることから、新たな支援策が必要と考えます。

魚沼市では、介護人材確保策として、十二にも上るきめ細かな支援事業を展開しています。例えば離職率の高い介護職の分野において、一定の年数の勤務者に対して介護人材就職支援金をお渡しし、介護人材の定着を図っています。介護人材確保に向けて、他自治体を参考に、区独自の支援策に取り組むべきと考えますが、区の見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

◎大塚 危機管理部長 私からは、防犯カメラの設置について三点御答弁申し上げます。

初めに、設置の課題と支援についてです。

区では、街頭の防犯カメラの設置、運用費用の補助事業を実施いたしまして、地域の自主防犯活動を支援するとともに、防犯カメラの設置を促進しています。この補助事業では、東京都の補助も含めて、設置、運用費用の六分の五を補助して費用負担の軽減を図っており、本年十月末時点で町会・自治会六十五団体、商店街七十三団体がこの補助事業によって約千三百台の防犯カメラを設置し、地域の安全安心を見守っていただいています。

一方で、町会等によっては、補助事業の活用を検討しても結果的に費用負担等が支障となって設置まで至らないケースがあるほか、申請から設置までに長期間を要するといった御意見もいただいております。

現在、より費用負担が少なく短期間で設置できる防犯カメラ付自動販売機も御案内しているところですが、地域で設置場所が確保できず、設置まで至っていない状況です。区といたしましては、こうした課題を踏まえまして、防犯カメラの設置が進むよう、引き続き、町会等への支援に努めてまいります。

次に、公園、通学路などへの設置についてです。

防犯カメラにつきましては、町会・自治会、商店街による設置に加えまして、区立公園等においても区民が安心して公園を利用できるよう、警察等からの要請に基づき、みどり 33 推進担当部と連携して設置を進めております。現在、自動販売機の収益を基に防犯カメラの整備を推進している民間事業者のカメラを二十か所の公園等に三十台設置しています。また、児童の登下校等の安全確保のため区立小学校六十一校の通学路においても、教育委員会が学校、PTA、警察等の関係機関と連携し、四百十台の防犯カメラを整備しております。

区立公園や通学路等への防犯カメラの設置につきましては、今後も危機管理部、みどり 33 推進担当部、教育委員会が連携しまして、犯罪抑止に向けた警察からの要請や通学路点検等で得られた意見などを基に、必要性や優先順位等を考慮の上、御指摘の都の補助事業の活用も含めまして、警察、学校、PTAと協議しながら取組を進めてまいります。

最後に、区の判断によるカメラの設置についてです。

この間、防犯カメラは区民の安全安心を見守る上で重要なツールであるとの認識の下、カメラの整備促進に取り組んでまいりました。町会・自治会等に対しましては、防犯カメラの補助事業の周知、説明をきめ細かく行うとともに、個別の町会への働きかけや、より費用負担が少ないカメラ付自動販売機の御案内も行っておりますが、一部地区においては、いまだ整備が進んでいないエリアもございます。引き続き、町会等による防犯カメラの整備促進を基本として、個別の働きかけを強化し、プッシュ型の取組を進めてまいります。

一方で、防犯カメラにつきましては、車座集会などでも整備の御意見をいただいております、今後、みどり 33 推進担当部、教育委員会のほか、総合支所とも連携しながら、カメラの整備の在り方などについて課題として検討してまいります。

私からは以上です。

◎須藤 障害福祉部長 私からは、障害者通所支援等の利用者負担の軽減等について二点御答弁申し上げます。

障害児の通所支援施設のまず利用ニーズについてです。

障害児通所支援は、児童発達支援、放課後デイサービスとともに、利用の人数の見込みに対しまして施設の定員数が不足しております。利用ニーズが高い状況が続くことを想定しております。こうした状況を踏まえまして、今年度、障害児通所施設等の整備の基本的な考え方、こちらを策定いたしまして、障害児施設の需要や整備の方向性、運営面での課題等を整理いたしました。また、近隣に希望する通所施設がない、施設がいっぱいだから利用していないといった御意見も伺っておりますので、通所支援を希望する方はさらにいるのではないかとこのように考えてございます。

今後、区内の障害児施設の状況を見ながら、必要な運営支援を行うとともに、利用されている方々の御意見も踏まえて、障害児施設の整備が進むよう検討してまいります。

続きまして、障害児の一定所得以上の世帯の負担状況と利用者負担上限の負担軽減の対応についてです。

障害児通所支援につきましては、就学前の子どもを対象といたします児童発達支援と、就学児を対象とする放課後等デイサービスがあり、世帯の区民税の状況によりまして、利用者負担額が月額ゼロ円、四千六百円、三万七千二百円、こちらの三段階に定められております。

令和五年十一月時点の利用状況となりますが、児童発達支援では三歳から五歳の子どもと、ゼロ歳から二歳までの第二子以降のお子様は、国と都の制度によりまして無償化されてございます。このことから、ゼロ歳から二歳までの二百七名のうち百十五人が月額四千六百円、八十人が月額三万七千二百円の負担となっております。放課後等デイサービスにつきましては無償化の制度がございませんので、六歳から十八歳まで千六百四十七人のうち七百三十五人が月額四千六百円、七百九十三人が月額三万七千二百円、こうした負担となっております。

通所支援の利用に当たりましては、特に月額三万七千二百円、こうした利用者負担について経済的な負担が大きく、十分に通所支援が利用できないといった御意見をいただいております、その在り方につきましては課題と考えてございます。区独自で利用者負担を軽減する場合には、財源の確保など課題もございませぬけれども、他区で実施している助成制度なども確認し

ながら検討を進めてまいります。

以上です。

◎山戸 高齢福祉部長 私からは、介護人材確保に向けた取組について三点御答弁いたします。

初めに、介護の社会的評価を上げる必要性についてです。

令和六年度からの三年間を計画期間とする第九期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、介護人材の確保及び育成・定着支援のための施策を総合的に展開していくこととしております。介護人材の確保等に向けた取組の一つとして、その社会的評価を上げるため、さらなる介護職の魅力発信を掲げており、介護の仕事に対するイメージを刷新していく必要があると考えております。今年の夏休みは、福祉の理解促進を図る目的で、区内小学生とその保護者及び中高生を対象に、介護ベッドの使い方など夏休み福祉体験を開催いたしました。約三百五十名に御参加いただき、親子でも楽しく学んでいただいたところです。

区としては、今後も未来の担い手となる小中高生に対して福祉現場を体験してもらう場を設けるなど、特に若い世代が介護職を仕事の選択肢の一つとして考えてもらえるよう、さらなる魅力発信の充実を進めてまいります。

次に、事業所への採用活動経費への助成の充実についてです。

区は、区内の介護事業所の採用活動を支援するため、求人誌や求人サイトへの広告掲載料のほか、事業所の魅力を知ってもらうための採用パンフレットやPR動画の作成経費など、介護人材の採用活動に要する経費の一部助成を令和元年度より実施しているところです。令和四年度の利用実績は百九法人、令和五年度は十一月中旬現在で百十二法人となっており、御利用いただいた事業所からは好評を得ているところです。

区としては、本事業を介護事業所が採用活動を継続していくための重要な事業と考えており、来年度は、世田谷区地域保健福祉等推進基金なども有効活用し、助成額の増額に向けて調整しており、さらなる充実に努めてまいります。

最後に、介護人材確保に向けた区独自の支援策についてです。

区は、これまで介護人材の確保及び育成・定着支援のため、介護職員初任者研修受講料助成等の各種受講料助成、法人が宿舍を借り上げた場合の一部家賃補助による介護職の住まい支援、介護人材の採用活動費に対する助成など様々な支援に取り組んでまいりました。

今後、さらなる介護人材確保等の充実を図るため、議員御紹介の他自治体の事例も参考に、介護事業所も構成員となっている世田谷区介護人材対策推進協議会において、様々な支援策の効果検証も踏まえ議論を進めてまいります。

私からは以上です。

◆三十九番（福田たえ美 議員） 副区長に再質問いたします。

障害児通所支援の利用者負担軽減についてですけれども、区は、子ども・子育て応援都市宣言をされております。この月額上限の三万七千二百円対象者への負担軽減について求める声をいただいております。副区長としての御見解を伺います。

◎中村 副区長 再質問いただきました。

障害児の福祉サービスの利用者負担につきましては、この間、区議会でも様々御議論をいただいているところです。障害児通所支援の利用に当たっては、世帯の区民税の状況によって経済的な負担が大きくなり、利用が制限、制約されることも危惧されるため、利用者負担の在り方は課題であると考えております。

特にゼロ歳から二歳の子どもの児童発達支援については、子どもの発達支援とともに、早期に保護者が子どもへの接し方を理解する大切な機会にもなることから、他制度との整合性、また財源の確保など課題を整理しながら、何らかの負担軽減の仕組みができないか検討したいと思います。こうした検討と並行しまして、国や都に対して機会を捉えて、放課後等デイサービスを含め、利用者負担の軽減について要望してまいります。

以上です。

◆三十九番（福田たえ美 議員） 以上で質問を終わります。